

北海道旭川聾学校

いじめ防止基本方針



平成26年 1 月

(令和 6 年 4 月改定)

【目次】

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方
- 2 いじめの理解
 - (1)いじめの定義
 - (2)いじめの内容
 - (3)いじめの認知
 - (4)いじめの要因
 - (5)いじめの解消
 - (6)いじめの重大事態

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

- 1 学校いじめ対策組織の設置
 - (1)学校いじめ対策組織の構成
 - (2)学校いじめ対策組織の役割
- 2 いじめ防止の取組
 - (1)いじめについての共通理解
 - (2)いじめに向かわない態度・能力の育成
 - (3)いじめが生まれる背景と指導上の注意
 - (4)事故有用感や自己肯定感を育む指導の充実
 - (5)児童生徒自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実
- 3 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知
 - (1)いじめの兆候の早期発見
 - (2)いじめの積極的な認知
- 4 いじめへの対処
 - (1)いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - (2)いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援
 - (3)いじめを行った児童生徒への指導及び保護者への助言
 - (4)いじめが起きた集団への働きかけ
 - (5)性に関わる事案への対応
 - (6)関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応
- 5 いじめの解消
 - (1)いじめが「解消している」状態
 - (2)観察の継続
- 6 重大事態への対応
- 7 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携
- 8 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携
- 9 早期発見・事案対処マニュアル
- 10 学校いじめ防止プログラム

第3章 関係資料

- 1 児童相談事前調査用紙（小学部）
- 2 生徒相談事前調査用紙（中学部）
- 3 寄宿舍生相談事前調査用紙（寄宿舍）
- 4 情報共有シート
- 5 心と身体のチェックリスト
- 6 いじめのサイン発見シート
- 7 健康観察フォーム
- 8 相談窓口一覧
- 9 いじめ相談LINE

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、道と市町村及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な基本的な考え方対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

○ いじめの防止等の対策に関する基本理念【条例第3条】

条例では、基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定しています。

○ 基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意します。

いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはなりません。児童生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努めます。

また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消するよう努めます。

児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育みます。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義【条例第2条】

条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(3) いじめの認知

いじめか否かは組織で判断し、その判断は定義に基づいたものであり、「悪質性が高い」、「一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」等は加味することなく、積極的に認知していきます。

(4) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(5) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(6) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。組織内に「いじめ対策推進リーダー」を配置し、教頭といじめ対策推進リーダー（生徒指導主事）が「報告窓口」となり、いつでも相談を受けられるようにするとともに、「集約担当」はその後の対応をコーディネートします。

いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施、地域住民の代表として学校運営協議会などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を依頼し、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

学校いじめ対策組織	
いじめ防止対策委員会 ＜常時＞	○教頭（集約担当）※報告窓口 ○生徒指導主事（いじめ対策推進リーダー）※報告窓口 ○生活指導部員 ○寮務主任
その他の委員 ＜状況に応じて＞	◎学校長 ○特別支援教育コーディネーター ○養護教諭 ○学校運営協議会委員 ○保護者 ○児童生徒 ○学級担任 ○学部主事 ○スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー ○スクールサポーター ○道徳教育推進教諭 ○ICT教育推進部長

(2) 学校いじめ対策組織の役割

ア 未然防止

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

イ 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に向けて、月1回以上の対策組織会議を開催
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
- ・学校いじめ対策組織会議の内容の記録・保管
- ・本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

2 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。

イ いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童生徒向け「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒

の社会性をはぐくむ取組を進めます。

イ 児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育プログラムの充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。

ウ 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。

イ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

ア 教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることが出来る機会を全ての児童に提供し、児童生徒の自己有用感を高めるよう努めます。

イ 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。

ウ 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小学部・中学部及び寄宿舎間で連携した取組を進めます。

(5) 児童生徒自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実

ア 児童生徒自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を児童会中心に進めます。

イ 児童会・生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての児童生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

ウ 児童生徒が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

3 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。学校は、いじめの早期発見のために、次の取組を進めます。

(1) いじめの兆候の早期発見

ア 日常の観察やふれあい活動の観察、定期的なアンケート調査、児童相談、生徒相談及び寄宿舎生相談における事前調査、「心と体のチェックリスト」・「いじめのサイン発見シート」の活用及びきめ細かい教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。

イ 児童生徒や保護者に保健室（養護教諭）での相談や関係機関等の電話相談・SNS相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

ウ 児童生徒の心身の状態を把握するため、Googleフォームを活用した「健康観察」を定期的実施し、児童生徒が発信するSOSを早期に発見できるよう努めます。

(2) いじめの積極的な認知

ア 定期的に学部ごとに交流会を開催して児童生徒について情報共有をし、集約した情報をいじめ対策チームで検討を行い、ささいな兆候であってもいじめを軽視することなく積極的に認知します。

イ 定期的に寄宿舎会議にて寄宿舎生について情報共有をし、集約した情報を学部及び学級担任と交流するとともに、内容に応じていじめ対策チームで検討を行い積極的に認知します。

4 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- イ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保します。日常の観察や「健康観察」、「心と体のチェックリスト」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ウ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援

- ア いじめられた児童生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- イ いじめられた児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保します。
- ウ 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど、外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童生徒への指導及び保護者への助言

- ア いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- イ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ウ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- イ 学級や学部全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ア 他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- イ 事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ウ 事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察などの関係機関との連携を図ります。
- エ チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促します。

5 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態（解消の2要件）

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- いじめられた児童生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- いじめられた児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

※いじめ被害の重大性等から更に長期の期間が必要と判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、長期の期間を設定する。

(2) 観察の継続

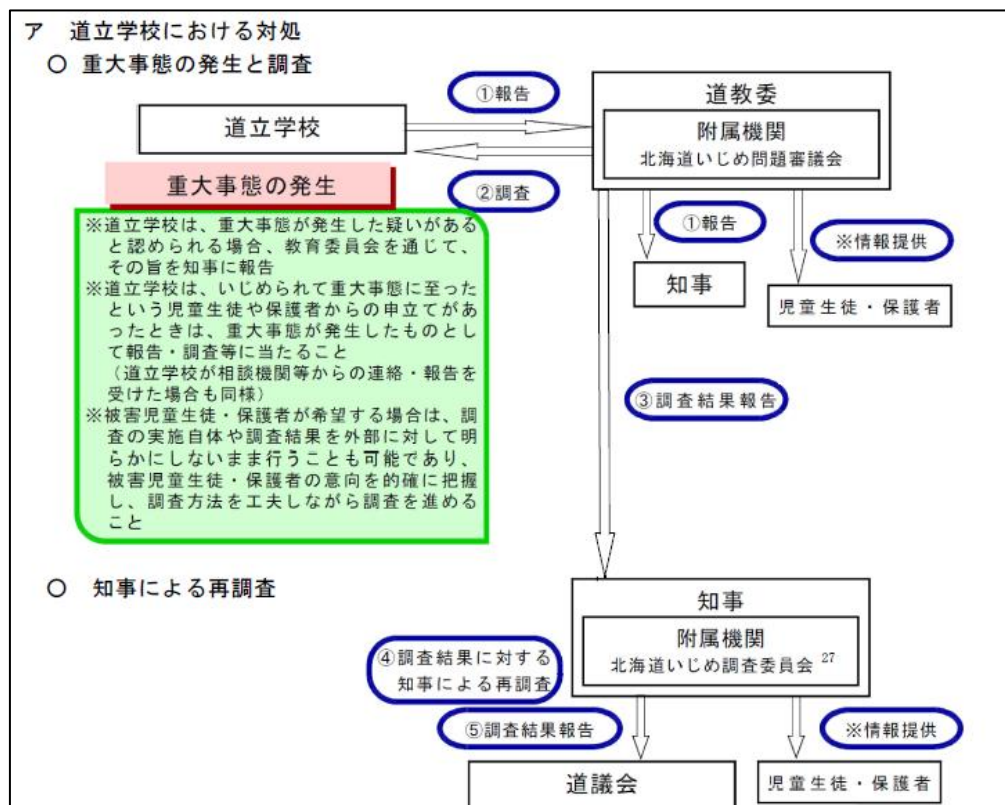
ア いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「心と体のチェックリスト」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。

イ いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

6 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに北海道教育委員会に報告します。
- (2) 北海道教育委員会が学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。
- (3) 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- (4) 調査の進捗状況および調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適宜適切な方法で情報を提供します。



7 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などへの参画を得て進めるよう努めます。
- (2) いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
- (3) 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。

8 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- (1) 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- (2) 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- (3) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

1 いじめの把握・報告

①いじめの把握

- | | |
|--|---|
| ☐ 学級担任 | ☐ 養護教諭及び学級担任以外の教職員 |
| ☐ いじめを受けた児童生徒及び保護者 | ☐ いじめを見た児童生徒及び保護者 |
| ☐ 児童生徒いじめアンケート、健康調査及び教育相談 | ☐ 学校以外の関係機関や地域住民 他 |

②いじめの報告

把握者→学級担任等（学部主事）→生活指導部→生徒指導主事→教頭→校長



2 いじめ防止対策委員会の開催

○事実確認及び指導方針等の決定

- | | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| ☐ 事実関係の把握 | ☐ いじめ認知の判断 | ☐ 指導方針や指導方法の決定 |
| ☐ 役割分担の決定 | ☐ 全教職員による共通理解 | ☐ 関係機関との連携の検討 |



3 いじめ防止対策委員会による対処

- | | |
|---|--|
| ☐ いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援 | ☐ いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言 |
| ☐ 周囲の児童生徒への指導 | ☐ スクールカウンセラーの派遣要請による心のケア |
| ☐ 関係機関との連携（上川教育局、警察、こども総合相談センター、旭川児童相談所） | |

	いじめを受けた児童生徒	いじめを行った児童生徒	周囲の児童生徒
学 校	- 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 - いじめ解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	- いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許さない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ち醸成させる。 - 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	- いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切気付かせる。 - 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 - 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	- 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 - 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	いじめを受けた 生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

4 いじめ防止対策委員会による解消の判断



5 再発防止に向けた取組

①原因の詳細な分析

- | | |
|---|---|
| ☐ 事実の整理、指導方針の再確認 | ☐ スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 |
|---|---|

②学校体制の改善・充実

- | | | |
|---------------------------------------|------------------------------------|---|
| ☐ 生徒指導体制の点検・改善 | ☐ 教育相談体制の強化 | ☐ 児童生徒理解研修や事例研究等 |
|---------------------------------------|------------------------------------|---|

③教育内容及び指導方法の改善・充実

- | |
|--|
| ☐ 児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の 一層の充実 |
| ☐ 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 |
| ☐ 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組 |

④家庭、地域との連携強化

- | |
|---|
| ☐ 教育方針 やいじめ防止の取組 等の情報提供や教育活動の積極的な公開 |
| ☐ 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 |
| ☐ 生徒の P T A 活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |

学校いじめ防止プログラム

	4 月	5 月	6 月
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議
	○把握者から報告のあったいじめの事案（疑いも含む）について、いじめ認知の有無、対処及び解消の検討 ○ネットパトロール（毎月実施）		
	- 基本方針の策定の策定及び学校 Web ページでの公開 - 児童生徒、保護者への説明内容の検討 - 校内研修（1）の内容の検討及び準備、運営 ○校内研修（1） - 基本方針の内容の共通理解	- いじめに関する児童生徒会企画の計画及び運営 - 第 2 回いじめアンケートの実施方法の確認 ○教育相談 - 第 1 回教育相談週間の計画 ○生活リズムに関するアンケートの計画	- 第 1 回いじめアンケートの集計及び分析 ○教育相談 - 第 1 回教育相談の実施、集計及び分析 ○生活リズムに関するアンケートの実施
児 童 生 徒	○学習及び生活の基礎づくり - 学習の決まり指導 - 生活の決まり、心得指導 ○旭川聾学校いじめ防止基本方針の説明及びいじめ防止の学習	○児童生徒会 児童生徒会による、いじめに関する内容の計画	○第 1 回いじめアンケート調査 - いじめアンケートの回答 ○第 1 回教育相談の実施 ○児童生徒会 - いじめに関する企画の運営
	○いじめ相談窓口の周知（子どもホットライン、子ども相談支援センター、SNS カード等） ○健康観察アンケートの回答（月 1 回）		
家 庭 ・ 地 域	○全校参観日 - 全体会及び学部懇談で保護者にいじめ防止基本方針の説明 ○後援会役員会 - 後援会役員にいじめ防止基本方針の説明	○学校だより いじめ防止基本方針の説明	○学校運営協議会 運営協議委員にいじめ防止基本方針及び本校の状況に説明 ○生活リズムに関するアンケートの回答
	○いじめに関わる情報収集		

	7 月	8 月	9 月
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議
	○把握者から報告のあったいじめの事案（疑いも含む）について、いじめ認知の有無、対処及び解消の検討 ○ネットパトロール（毎月実施）		
	1 学期の取組の点検・評価 2 学期の重点の検討 ○校内研修（2） - 夏季休業に向けた生活指導についての共通理解	○校内研修（3） 基本方針の内容の理解と対応	○教育相談 - 教育相談の実施、集計及び分析 ○校内研修（4） - 非行防止教室の計画準備
児 童 生 徒	○学習及び生活の基礎づくり - 学習の決まり指導 - 生活の決まり、心得指導 - SNS のマナー	○教育相談 長期休業明けの体調や心の状態について、健康観察アンケートを使用しながら実施	○いじめの理解を深める学習 道徳科を活用した取組
	○いじめ相談窓口の周知（子どもホットライン、子ども総合相談センター、SNS カード等） ○健康観察アンケートの回答（月 1 回）		
家 庭 ・ 地 域	○1 学期の取組の状況等についての公表 - 全校参観日、個人懇談等 - 夏季休業中の生活 ○生活リズムに関するアンケート分析結果の公表	○学校だよりの配付	○地域参観日 来校された一般の方に向け、いじめに係る本校の状況を公開
	○いじめに関わる情報収集		

	10月	11月	12月
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議
	○把握者から報告のあったいじめの事案（疑いも含む）について、いじめ認知の有無、対処及び解消の検討 ○ネットパトロール（毎月実施）		
	・第2回いじめアンケートの実施方法の確認 ○教育相談 ・第2回教育相談週間の計画 ○生活リズムに関するアンケートの計画	・第2回いじめアンケートの集計及び分析 ○教育相談 ・第2回教育相談の実施、集計及び分析 ○生活リズムに関するアンケートの実施	○校内研修（5） ・冬季休業に向けた生活指導についての共通理解
児 童 生 徒	○児童生徒会 ・児童生徒会によるいじめに関する内容の計画 ○旭川聾学校いじめ防止基本方針の説明及びいじめ防止の学習	○第2回いじめアンケート調査 ・いじめアンケートの回答 ○第2回教育相談の実施 ○児童生徒会 ・いじめに関する企画の運営	○学習及び生活の基礎づくり ・学習の決まり指導 ・生活の決まり、心得指導 ・SNSのマナー
	○いじめ相談窓口の周知（子どもホットライン、子ども総合相談センター、SNSカード等） ○健康観察アンケートの回答（月1回）		
家 庭 ・ 地 域	○学校だよりの配付 ○個人懇談の実施	○生活リズムに関するアンケートの回答 ○学校運営協議会 ・運営協議委員にいじめ防止基本方針及び本校の状況に説明	○2学期の取組の状況等についての公表 ・全校参観日、学部懇談等 ・夏季休業中の生活 ○生活リズムに関するアンケート分析結果の公表
	○いじめに関わる情報収集		

	1月	2月	3月
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議	○学校いじめ対策組織会議
	○把握者から報告のあったいじめの事案（疑いも含む）について、いじめ認知の有無、対処及び解消の検討 ○ネットパトロール（毎月実施）		
	・1年間の取組についての点検・評価	・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ○教育相談	・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成
児 童 生 徒	○教育相談 ・長期休業明けの体調や心の状態について、健康観察アンケートを使用しながら実施	○児童生徒会 ・旭川聾学校いじめ防止基本方針に係る意見聴取	○学習及び生活の基礎づくり ・学習の決まり指導 ・生活の決まり、心得指導 ・SNSのマナー
	○いじめ相談窓口の周知（子どもホットライン、子ども総合相談センター、SNSカード等） ○健康観察アンケートの回答（月1回）		
家 庭 ・ 地 域	○学校だよりの配付	○学校運営協議会 ・運営協議委員に1年間の取組状況の説明及びいじめ防止基本方針の改訂に係る協議	○3学期の取組の状況等についての公表 ・全校参観日、PTA役員会等 ・年度末、年度始休業中の生活
	○いじめに関わる情報収集		

そうだん 相談アンケート

ちょうさ び れいわ ねん がつ
調査日 令和5年（ ）月（ ）日

しょうがくぶ ねん くみ
小学部（ ）年（ ）組

しめい
氏名

★次の中から、最近あなたの思っていることがあったら、○をつけましょう。

1 学習について

- ☐ 勉強^{べんきょう} がわかるようになりたい。 ☐ おぼえることがなかなかできない。
- ☐ テストが心配^{しんぱい}でしかたがない。 ☐ 勉強^{べんきょう} が楽しいと思う。
- ☐ にがてな勉強^{べんきょう} がある。 ☐ 勉強^{べんきょう} のしかたを教えてください。
- ☐ 自分^{じぶん}から進^{すす}んで勉強^{べんきょう} ができたらいいと思う。 ☐ その他^た

※○をつけたところは、どんなことか書いてください。

2 学校生活について

- ☐ 学校生活^{がっこうせいかつ}は楽しいと思っている。 ☐ 何でも相談^{なん そうだん}できる先生^{せんせい}がいる。
- ☐ 友達^{ともだち}と遊ぶ^{あそ}のが楽しい。 ☐ 遅刻^{ちこく}や忘れ物^{わす}をしないようになりたい。
- ☐ 児童会本部^{じどうかいほんぶ}や委員会^{いいんかい}の仕事^{しごと}が楽しい。 ☐ いじわる^{いじわる}されていると感じ^{かん}ることがある。
- ☐ 自分^{じぶん}のことをわかってくれる先生^{せんせい}がいたらいいと思う。
- ☐ 学校^{がっこう}を休^{やす}みたいと思うことがある。 ☐ その他^た

3 とも 友だち・い せい 異性について

☐ 仲の^{なか}良い^よ友だち^{とも}がいる。

☐ 仲の^{なか}悪い^{わる}友だち^{とも}がいる。

☐ 何でも^{なん}話^{はな}せる^{とも}友だち^{とも}がいたらいいと思う。

☐ 友だち^{とも}と^{とも}もっと^な仲良^{なか}く^よしたいと思う。

☐ クラスのみんながもっと^な仲良^{なか}くなれたらいいと思う。

☐ 友だち^{とも}から^{わる}悪い^{わる}ことに^ささ^さわれる。

☐ 携^け帯^い電^で話^んや^わパソコンでメール^{メール}をする。

☐ 知らない人^しともメール^{メール}のやりとり^{やりとり}をすることがある。

☐ メール^{メール}をしていていやな^き気持^もち^{もち}になったことがある。

☐ 好きな人^すのことを^{かんが}考^{かんが}えていることが^{おお}多い。

☐ 異性^{いせい}のことが^き気^きになる。

☐ その他^た

4 じ ぶん 自分^{ぶん}のことについて

☐ 自分^じの性格^{ぶん}でいやな^{せい}所^{かく} ^{ところ}がある。

☐ からだつき^かや顔^おのことが^き気^きになる。

☐ 身長^{しん}や体重^{ちよう} ^{たいじゆう}のことが^き気^きになる。

☐ 人の^い言う^いことが^き気^きになる。

☐ 人がたくさんいると上^{じよう}手^ずに話^は ^{なし}ができない。

☐ その他^た

5 健康^{けんこう}について

- ☐ 自分^{じぶん}は健康^{けんこう}だと思う。
- ☐ 眠^{ねむ}れない時^{とき}や、変^{へん}な夢^{ゆめ}を見^みる事^{こと}がある。
- ☐ 食^たべ物の好^もき嫌^すいが多い。
- ☐ 大^{だい}便^{べん}（うんち）が出^でないことがある。
- ☐ ものを食^たべたくないことがある。
- ☐ すぐにお腹^{なか}や頭^{あたま}が痛^{いた}くなる事^{こと}が多い。
- ☐ その他^た

6 家庭^{かてい}・家族^{かぞく}について

- ☐ 親^{おや}になんでも話^{はな}せる。
- ☐ 親^{おや}の注^{ちゅう}意^いをすなおに聞^きけたらいいと思う。
- ☐ 自分^{じぶん}の兄^{きょうだい}弟^{まい}姉^{なかよ}妹は仲^なが良^よい。
- ☐ 家^か族^{ぞく}の人^{ひと}が勉^{べん}強^{きょう}を教^{おし}えてくれる。
- ☐ 家^{いえ}の手^て伝^{つだ}いをよくする。
- ☐ 家^{いえ}にいてもさみしいと思うことがある。
- ☐ 落^おち着^ついて勉^{べん}強^{きょう}する場^ば所^{しょ}がある。
- ☐ 休^{やす}みの日^ひには、家^か族^{ぞく}で出^{いっしょ}かけたり一^{あそ}緒^{こと}に遊^{おほ}ぶ事^{こと}が多い。
- ☐ その他^た

7 その他^た

★これ以外^{い がい}でこまっていることがあればどんなことでもいいので書いてください。^か

せい と そう だ ん じ ぜ ん ち ょ う さ
生徒相談事前調査

中学部 年 組 氏名

ひ ごろ な や こ ま か ん
日頃悩んでいることや困っていること、感じていることは
ありませんか。

せん せい し ん ぱ い ご と か い け っ お も
先生たちは、みんなの心配事を解決したいと思っています。
ひとり な や か い け っ
一人で悩んでいても解決できないこともあります。

き か い そ う だ ん ふ あ ん せい かつ お く
この機会に相談して不安をなくし、よりよい生活が送れるよ
うにしましょう。

こん ご そ う だ ん ば あ い せん せい そ う だ ん
また、今後も相談がある場合は、いつでも先生たちに相談し
てください。

*あてはまる数字を○でかこんでください。

とても心配 ← ← → → 心配ではない

5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0

1 学習について

- わからない言葉や漢字が多い。
- 勉強の仕方がわからない。
- 授業についていけない。(授業がわからない。)
- 好きになれない教科がある。
- 家庭学習の時間がとれない。

とても心配 心配ではない

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

◆『学習』について相談したいことがあれば記入してください。

2 性格・行動について

- 小さな(些細な)ことで気になる。
- 自分の行動に落ち着きがないと感じる。
- 自分の行動が遅いと感じる。
- わがままな性格であると感じる。
- すぐにあがって(=緊張して)しまう。
- すぐにカッとなり、我慢できないことがある。
- 嫌なくせがある。
- 学校を休みたいと思うことが多い。
- 何もせず、ボーッとしていることが多い。
- 時間が守れないことが多い。
- 忘れ物が多い。

とても心配 心配ではない

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

◆『性格・行動』について相談したいことがあれば記入してください。

3 身体・健康について

- 自分の体のことで悩んでいることがある。(身長・体重・容姿など)
- 視力や聴力のことが気になる。
- 眠れないことがよくある。
- 性に関することで心配がある。
- おなかの調子が悪くなるが多い。(便秘、下痢、腹痛など)
- 物が食べられないことがある。
- 立ちくらみやめまいがある。
- 頭痛がよくある。
- 変な夢をよく見る。

とても心配 心配ではない

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

◆『身体・健康』について相談したいことがあれば記入してください。

4 友達・異性について

- | | とても心配 | 心配ではない |
|---|---------------------------|--------|
| ・親 <small>した</small> しく話 <small>はな</small> せる友達 <small>ともだち</small> か <small>い</small> ない。 | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |
| ・友達 <small>ともだち</small> と話 <small>はなし</small> が <small>あ</small> 合わないと感じる。 | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |
| ・友達 <small>ともだち</small> とケンカやトラブルが多く、悩 <small>おお</small> んでいる。 | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |
| ・友達 <small>ともだち</small> から悪い <small>わる</small> ことに誘 <small>さそ</small> われたことがある。 | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |
| ・異性 <small>いせい</small> のことが気 <small>き</small> になる。 | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |
| ・好きな人 <small>す</small> のこ <small>ひと</small> を考 <small>かんが</small> えることが多 <small>おほ</small> い。 | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |

◆『友達・異性』について相談したいことがあれば記入してください。

5 家族・家庭・寄宿舎について

- | | とても心配 | 心配ではない |
|--|---------------------------|--------|
| ・親 <small>おや</small> （寄 <small>き</small> 宿 <small>しゆく</small> 舎 <small>しゃ</small> の先生 <small>せんせい</small> ）といろいろな話 <small>はなし</small> をする。 | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |
| ・親 <small>おや</small> （寄 <small>き</small> 宿 <small>しゆく</small> 舎 <small>しゃ</small> の先生 <small>せんせい</small> ）の注 <small>ちゆう</small> 意 <small>い</small> や助言 <small>じよげん</small> を素直 <small>すなお</small> に聞 <small>き</small> けないことがある。 | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |
| ・家 <small>いえ</small> （寄 <small>き</small> 宿 <small>しゆく</small> 舎 <small>しゃ</small> ）にいてもつまらないと感じる。 | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |

◆『家族・家庭・寄宿舎』について相談したいことがあれば記入してください。

6 学校生活について

- | | とても心配 | 心配ではない |
|---|---------------------------|--------|
| ・今 <small>いま</small> のクラスになじめない。（仲良 <small>な</small> くできない。） | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |
| ・先生 <small>せんせい</small> や友達 <small>ともだち</small> との関係 <small>かんけい</small> で嫌 <small>いや</small> なことがある。 | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |
| ・いじめられたり意地悪 <small>いじわる</small> をされたりすることがある。 | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |
| ・学校 <small>がっこう</small> の規則 <small>きそく</small> や考 <small>かんが</small> え方 <small>かた</small> に不満 <small>ふまん</small> がある。 | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |
| ・委員 <small>いいん</small> や係 <small>かかり</small> の仕事 <small>しごと</small> がとて <small>いや</small> も嫌だ。 | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |
| ・部活動 <small>ぶかつどう</small> のこ <small>しんばい</small> で心配 <small>しんぱい</small> なことがある。 | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |
| ・悪い <small>わる</small> ことを平気 <small>へいき</small> でしている人 <small>ひと</small> が <small>こま</small> いて困っている。 | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |
| ・友達 <small>ともだち</small> や先生 <small>せんせい</small> の話 <small>はなし</small> していることがよくわからない。 | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |
| ・声 <small>こえ</small> を出 <small>だ</small> して話 <small>はな</small> すこと <small>ていこう</small> に抵抗 <small>いや</small> がある（＝嫌 <small>かん</small> だと感じる）。 | 【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】 | |

◆『学校生活』について相談したいことがあれば記入してください。

7 進路・将来について

- ・卒業後にどのような進路があるのかよくわからない。
- ・どのような進路を選んだらよいかわからない。
- ・自分がどんな職業に向いているかわからない。
- ・親と進路についての意見が合わない。
- ・受験に失敗しないかと不安である。
- ・将来のことを考える気になれない。
- ・進路のことにに関して、今、何をすればよいかわからない。

とても心配

心配ではない

【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】
【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】
【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】
【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】
【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】
【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】
【 5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 ・ 0 】

◆『進路・将来』について相談したいことがあれば記入してください。

8 その他、悩んでいることや困っていることなど、相談したい内容があれば書いてください。

しゃせいそうだん
舎生相談アンケート

記入日 令和 年 月 日

面談日 令和 年 月 日

面談者

室 学部 年 氏名

つぎ なか さいきん おも
次の中から、最近あなたの思っていることがあったら、○か ☒ をつけましょう。

1. 寄 宿 舎の生活について

☐ 寄 宿 舎の友達とは年齢は離れているけれど、家と違って楽しい。

☐ 友達と遊んだりおしゃべりしたりするのは楽しい。

☐ 遊び相手がなくてさみしい。

☐ 1日3回しっかりご飯を食べている。

☐ 好き嫌いなく全部食べている。

☐ 嫌いなものはあるけれど前と比べると食べるようになってきた。

☐ 嫌いなものはどうしても残してしまう。

☐ 日課時間を守って生活している。

☐ 自分の仕事をしっかりとやろうと頑張っている。

(係 活動、挨拶当番、集 会の司会等)

☐ 余暇時間は楽しく過ごしている。

☐ 何をしていいかわからないことがある。

☐ みんなと一緒に入浴したい。

☐ シャワー浴、入浴が面倒くさいなあと思うことがある。

☐ 夜はぐっすり寝られている。

☐ 眠れない時がある。

☐ 変な夢を見て夜中に目覚めることがある。

☐ すぐにお腹や頭が痛くなる。

※^{しるし}印をつけたところは、どんなことか書いて^{くだ}下さい。

2. ^{がくしゅう}学習について

☐ ^{がっこう}学校の^{がくしゅう}学習は^{たの}楽しい。

☐ ^{がっこう}学校の^{べんきょう}勉強が^わ分からない^{とき}時がある。

☐ ^{がっこう}学校の^{しゅくだい}宿題を^{がん}しっかりと^ば頑張っている。

☐ ^{しゅくだい}宿題が^{おお}多くてやる^き気がでない。

☐ ^{がっこう}学校の^{べんきょう}勉強が^わ分からなくて、そのままにすることがある。

☐ ^{きしゅくしゃ}寄宿舎では、^{いぜん}以前より^{がくしゅう}学習する^{じかん}時間が^{なが}長くなった。(朝も^{あさ}学習するようになった。)

☐ ^{はや}早く^{あそ}遊びたくて、^{がくしゅう}学習に^{しゅうちゅう}集中できないことがある。

☐ ^{どうしつ}同室の^{ともだち}友達の^{はなし}話や^{うご}動きが^き気になって、^{がくしゅう}学習できないことがある。

(^{ちゅうがくせい}中学生のみ)

☐ ^じ自学^{じしゅう}学習を^{がん}頑張っている。

☐ ^{なに}何をしたらいいか^わ分からない^{とき}時がある。

※^{しるし}印をつけたところは、どんなことか書いて^{くだ}下さい。

3. 友達と異性について

☐ 学校や寄 宿 舎で仲の良い友達がいる。

☐ 学校や寄 宿 舎で仲の悪い友達がいる。

☐ 友達から誤解されたり、無視されたりすることがある。

☐ 自分はいじわるされていると感じることがある。

☐ いじわるされている友達を見たことがある。

☐ 好きな人のことを考えることが多い。

※ 印をつけたところは、どんなことか書いて下さい。

4. 帰省について

☐ 毎 週、家に帰るのを楽しみにしている。

☐ 家族と 1 週間の出来事について 話 をする。

☐ 家族に悩んでいることや嫌なことなど、どんなことでも話せる。

☐ 家の手伝いをする。

☐ 家族で出掛けたり、一緒に遊んだりすることがある。

☐ 家に帰ると遅くまで起きていたり、好きなことをして遊んだりしていることが多い。

☐ 家に帰ると話し相手や遊び相手がいないので、寄 宿 舎・学校へ行って、友達と会って

おしゃべりしたり、遊んだりしたいと思うことがある。

☐ 家にいたくて、寄 宿 舎・学校に行きたくないと思うことがある。

☐ 自分で帰省・帰舎したい。(単独帰省・帰舎中の舎生は除く。)

※ 印をつけたところは、どんなことか書いて下さい。

5. 相談相手について

・ 悩み事や心配事を話せる相手がありますか？ ☐ いる ☐ いない

・ 困ったことや嫌なことがあった時に相談できる人はいますか？

☐ いる ☐ いない

(相談相手がない人のみ) その時はどうしますか？

☐ 自分で解決する。(我慢する) ☐ 家に帰った時に親に話す。

6. その他 (自由記述)

何か思ったことや感じたことがあれば書いて下さい。

面談記録 (先生記入欄)

情報共有シート

情報提供者（ ）

日時（いつ）	令和 年 月 日（ ） 時 分
氏名（だれが）	
場所（どこで）	
何を・誰を	
どのように どうしたか	
その他・備考等	

※いじめ防止対策委員会に提出願います

心と身体をチェックリスト

私たちの心と身体は、とても悲しい出来事の後では、いろいろな変化をすることがあります。皆さんだけでなく、保護者の方や大人の方々も同じことで、とても自然なことです。でも、これをそのままにしておくのは、よくありません。

「心と身体をチェックリスト」を使って、自分の心と身体の状況を知りましょう。

学年		組		出席番号		
回答項目						回答欄
1	心配でイライラして落ち着かない ※右の1～4の中から、1つ選択（以下同様）	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
2	気持ちがむしゃくしゃしている	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
3	時々、自分を傷つけたくなることがある	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
4	すぐ、かっとなるようになった	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
5	だれかに怒りをぶつきたい気持ちが強くなった	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
6	眠れなかったり、途中で目がさめてしまう	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
7	身体がだるく感じる	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
8	腹痛や頭痛がすることが多い	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
9	ちょっとした音にびっくりする	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
10	胸がドキドキしたり、苦しくなる	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
11	泣きたい気持ちになることがある	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
12	必要以上に心配することがある	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
13	ときどきこわい事を思い出す	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
14	何かよくないことが起こりそうで心配だ	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
15	楽しいことが楽しく思えない	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
16	自分は価値のない人間だと思う	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
17	すっかり疲れてしまった	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
18	逃げ出したいような気がする	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
19	希望がもてない	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
20	自分の居場所がないように感じる	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
21	本当の自分を理解されていないように感じる	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
22	私を認めてくれる人はいないように思う	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
23	どんなにがんばっても意味がないと思う	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
24	悩みを話せる友人がいない	1. 全くあてはまらない	2. あまりあてはまらない	3. ややあてはまる	4. よくあてはまる	
25-①	つらいことや悲しいことがあることを相談できる相手は誰ですか ※1～10の中から、1つだけ選んでください	1. いない 2. 友人 3. 家族 4. 校長・教頭 5. 学級担任 6. 教科担任 7. 部活動顧問 8. 養護教諭 9. SC 10. その他				
25-②	上で「10 その他」を選んだ人は、相談する人を具体的に書いてください （例）塾の先生、地域の知合いの人					

今の気持ちを具体的に書いてみましょう

※相談したいことがあったら、先生方に相談するようにしましょう。

いじめのサイン

発見シート

監修 森田洋司氏 大阪市立大学名誉教授 / いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。



朝（登校前）

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- ☐ ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。



夕（下校後）

- ☐ ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ ☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。



お子さまの
ようすは
いかがですか？



夜間（就寝後）

- ☐ ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。



夜（就寝前）

- ☐ ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ ☐ 学校や友達の話がへった。
- ☐ ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていませんか？

いじめ側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。



- ☐ ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ ☐ 買ったおぼえない物を持っている。
- ☐ ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境の大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりごろから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

※チェック項目は参考例です。お子さまやご家族の実態に合わせて、ご活用下さい。

「あれ？」 もしかしてと 思ったら...

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しないさい」「大したことはない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口 24時間いじめ相談ダイヤル
24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。

0570-0-78310 (なやみ言おう)



政府広報 | 文部科学省

政府広報オンライン特集ページ <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/ijime/>

健康観察アンケート

* 必須の質問です

1。 クラス *

1つだけマークしてください。

- ☐ 小学部第2学年
- ☐ 小学部第3学年
- ☐ 小学部第4学年
- ☐ 小学部第5学年
- ☐ 小学部第6学年
- ☐ 中学部第1学年
- ☐ 中学部第2学年
- ☐ 中学部第3学年

2。 出席番号 *

1つだけマークしてください。

- ☐ 1
- ☐ 2
- ☐ 3
- ☐ 4

3. 今日の体調（たいちょう）はどうですか *

1つだけマークしてください。

わるい

1 ☐

2 ☐

3 ☐

4 ☐

5 ☐

よい

4. 今日の心の天気は *

1つだけマークしてください。

☐ はれ

☐ くもり

☐ あめ

☐ かみなり

5. 先生に何か相談（そうだん）したいことはありますか？ *

1つだけマークしてください。

☐ ある

☐ ない

6. ある場合（ばあい）は、だれに相談（そうだん）したいですか？

1つだけマークしてください。

☐ 学級担任の先生

☐ 保健室の先生

☐ スクールカウンセラー

☐ その他: _____

7. 自由記述欄（じゆうきじゅつらん）

そのほかに、何か先生に伝えたいことがあれば書いてください。

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。

Google フォーム

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター （24時間子供SOSダイヤル） （メール相談）	北海道教育委員会 （文部科学省）	0120-3882-56 （0120-0-78310） sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性暴力の被害、家庭の事情で自分の時間がとれない、ヤングケアラーに関する事など、様々な悩みを相談できます。
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	北海道保健福祉部 （厚生労働省）	189 （いちはやく）	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
親子のための相談LINE	北海道保健福祉部 （厚生労働省）		平日9:00～17:00	いじめ、不登校、ヤングケアラー、虐待など様々な家族・家庭の相談ができます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドラインほっかいどう	認定NPO法人 チャイルドライン支援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 （12/29～1/3除く）	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。

主な相談窓口（北海道）② 小学生・小学部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道こころの健康SNS相談	北海道保健福祉部		平日、土曜日 18:00～22:00 日曜日 18:00～翌朝6:00	日常生活や学校生活に関する悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH さくらこ)	北海道、札幌市	050-3786-0799 または #8891	平日10:00～20:00 (土日祝祭日、12/29～1/3除く)	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
		sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp		
北海道ヤングケアラー相談 サポートセンター	北海道保健福祉部	0120-516-086（電話）		ヤングケアラーに関する相談ができます。 開設時間 平日 8:45～17:30
		hokkaido.young.carer2022@gmail.com		
		080-9612-1247（SMS専用）		
		facebook.com/hokkaido.young.support (Facebook)		
		@youngcarer2022 (X 旧:Twitter)		

主な相談窓口（北海道）① 中学生・中学部生・高校生・高等部生用（令和6年4月）

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター (24時間子供SOSダイヤル) (メール相談)	北海道教育委員会 (文部科学省)	0120-3882-56 (0120-0-78310)	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性暴力の被害、家庭の事情で自分の時間がとれない、ヤングケアラーに関する事など、様々な悩みを相談できます。
		sodan-center@hokkaido-c.ed.jp		
ほっかいどうこどもライン 相談	北海道教育委員会		令和6年5月20日 令和7年3月24日 までの月曜のみ 17:00～22:00	いじめ、不登校、性暴力の被害など、 様々な悩みを相談できます。 対象：中学生、高校生 左記以外の相談期間 5/1～5/13毎日17:00～22:00 8/7～9/18毎日17:00～22:00 1/8～1/31毎日17:00～22:00
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	北海道保健福祉部 (厚生労働省)	189 (いちはやく)	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
親子のための相談LINE	北海道保健福祉部 (厚生労働省)		平日9:00～17:00	いじめ、不登校、ヤングケアラー、虐待など様々な家族・家庭の相談ができます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドラインほっかい どう	認定NPO法人 チャイルドライン支 援センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。

主な相談窓口（北海道）② 中学生・中学部生・高校生・高等部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道こころの健康SNS相談	北海道保健福祉部		平日、土曜日 18:00～22:00 日曜日 18:00～翌朝6:00	日常生活や学校生活に関する悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH さくらこ)	北海道、札幌市	050-3786-0799 または #8891 sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp	平日10:00～20:00 (土日祝祭日、12/29～1/3除く)	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
北海道ヤングケアラー相談サポートセンター	北海道保健福祉部	0120-516-086（電話） hokkaido.young.carer2022@gmail.com 080-9612-1247（SMS専用） facebook.com/hokkaido.young.support（Facebook） @youngcarer2022（X 旧:Twitter）	開設時間 平日 8:45～17:30	ヤングケアラーに関する相談ができます。

令和6年（2024年）4月

北海道教育委員会

「ほっかいどうこどもライン相談」

生徒及び保護者の皆様へ

北海道教育委員会では、道内の中学校・高校等の生徒を対象に、スマートフォン等で気軽に相談できる「LINE」を活用した相談窓口「ほっかいどうこどもライン相談」を開設します。

開設期間

2024年5月1日～5月13日
2024年8月7日～9月18日
2025年1月8日～1月31日

の期間は毎日17:00～22:00

ただし、

2024年5月20日～2025年3月24日 月曜日の17:00～22:00

「ほっかいどうこどもライン相談」は、専門の相談員が対応します。

- 相談内容などのプライバシーは守られます。
- 相談者の生命、身体などの安全が害されるおそれのある場合や、相談者に関連して犯罪行為が行われている疑いがある場合は、相談者を守るため、学校や関係機関と情報共有しながら対応することがあることを御理解ください。
- 「ほっかいどうこどもライン相談」の開設期間も、「北海道子ども相談支援センター」による電話やメールでの相談を受け付けております。

**令和6年度
ほっかいどうライン相談**
北海道教育委員会

○LINEを活用した教育相談です。
○あなたの心が楽になるよう抱えている思いや悩みを専門相談員に相談してみませんか。

生徒の皆さん!

アカウント名
「令和6年度ほっかいどうこどもライン相談」

○2次元バーコードで友だち登録をします。
○名前や学校名の登録は必要ありません。
○相談内容の秘密は守ります。

相談時間スケジュール

2024年 2025年

・5月1日～5月13日
・8月7日～9月18日
・1月8日～1月31日
（毎日）
・5月20日～3月24日
（月曜のみ）

12
相談時間
17:00
22:00
3
9
6

どんな相談でも聴かせてね。

自分のことで困っている。悩んでいる…
誰かに聞いてほしい…
友だちのことで悩んでいる…
進路や将来のことで悩んでいる…

電話やメールの相談はこちらです。

○電話相談（24時間対応・無料）
0120-3882-56（子ども相談支援センター）
○メール相談
sodan-center@hokkaido-c.ed.jp
北海道教育委員会